

平成 24 年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）交付要綱

（通則）

第 1 平成 24 年度地方消費者行政活性化交付金（平成 24 年度一般会計予算に計上された「地方消費者行政活性化交付金」をいう。以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 この交付金は、都道府県に設置する消費者行政活性化のための基金の造成に必要な経費を交付し、食の安全性への消費者への不安解消、地域全体の消費者問題への対応力向上による消費者行政活性化に向けた地方公共団体の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的とする。

（交付先）

第 3 交付金は、内閣総理大臣が都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象経費）

第 4 交付金は、平成 21 年 7 月 1 日付府国生第 703 号内閣府国民生活局長通知の別紙「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（平成 24 年〇月〇日付消地協第〇号消費者庁長官通知による改正後のもの。以下「運営要領」という。）に基づいて都道府県が行う基金の造成に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第 5 平成 24 年度一般会計予算に計上された交付金の交付額は、都道府県からの申請内容（予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、地域における食の安全・安心に関する事業及び地域の多様な主体による消費者問題への取組を活性化する事業の実施のために必要とする経費について、都道府県当たり 500 万円、市区町村当たり 100 万円を限度額として決定する。

なお、市区町村を含めた都道府県毎の総額の限度額については、以下に掲げる（i）及び（ii）により算定された合計額（ただし、円未満は切り捨てるものとする。）とする。この場合において算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（i）定額分 都道府県あたり 500 万円

（ii）人口割分 $2.65 \text{ 億円} (\ast) \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{申請都道府県の人口計}}$

$\ast 5 \text{ 億} - \text{申請都道府県数} \times 500 \text{ 万円}$

また、上記の限度額より申請額が少なく余剰が生じた場合は、予算及び都道府県当たり 500 万円、市区町村当たり 100 万円の限度額の範囲内で、限度額より申請額が多い都道府県を対象とし、限度額を増額することができるものとする。

(交付申請)

第 6 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別紙様式 1）に関係書類を添えて、別に定める日までに内閣総理大臣に申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 7 内閣総理大臣は、第 6 の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（別紙様式 2）により、都道府県知事に通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金造成の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 基金の造成を中止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 基金の造成が予定期間内に完了しない場合又は基金の造成が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 基金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と基金造成に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 3 による調書を作成し、これを基金造成の完了の日（中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第 2 の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施の状況に関する報告を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金（交付金により造成した部分。以下「交付金相当分」という。）を活用して行われる消費者行政活性化のための事業（以下「活性化事業」という。）の終了後には、基金（交付金相当分）の残余额を国庫に返還しなければならない。
- (9) 上記の他、基金の管理、運用、取崩し、活性化事業の実施、精算手続については、運営要領の定めによるものとする。

(実績報告)

第 9 この交付金の事業実績報告は、基金造成後速やかに又は別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式 4 による報告書を内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定及び返還)

第10 内閣総理大臣は、第9の事業実績報告に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(是正のための措置)

第11 内閣総理大臣は、第9の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

(その他)

第12 特別の事情により、第5、第6及び第9に定める算定方法、手続によることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成24年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込み)書抄本
 - (2) その他参考となる書類(別添)

(別紙 1)

基金造成経費所要額調書

基金造成に要する経費の 支出予定額	第 5 により算出された合計 額	交付金所要額
円	円 (内閣府記入欄)	円 (内閣府記入欄)

(注) 平成 24 年度地方消費者行政活性化交付金により造成する基金に相当する部分について記載する。

基金造成に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額
1. 地域における食の安全・安心に関する事業	円
2. 地域の多様な主体による消費者問題への取組を 活性化する事業	円

(注) (交付金の算定方法) 第 5 (2) の算定の際の参考とする。

(別紙2)

基金造成計画書

基金の 保有区分	保管予定額	備考
	円	
合計額		

- (注) 1. 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
2. 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利率等を記載すること。
3. 平成24年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)により造成する基金に相当する部分について記載すること。

(別紙様式2)

消地協第 号

平成24年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）交付決定通知書

〇〇（都道府）県知事 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付第〇号で申請のあった平成24年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣

印

1. 交付金の交付の対象となる経費は、平成24年〇月〇日付消地協第〇号消費者庁長官通知の別紙「平成24年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4に定める経費である。
 2. 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象経費の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- 交付金の額 金 円
3. この交付金は、交付要綱第8に掲げる事項を条件として交付するものである。
 4. 交付対象事業に係る実績報告は、交付要綱第9に定めるところにより行わなければならない。
 5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

(別紙様式3)

平成24年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)調書

平成24年度 消費者庁所管

国		都道府県								備考
歳出 予算 科目	交付決 定額	歳入			歳出					
		科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 交付 金相 当額	支出済 額	うち交 付金相 当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあたっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 平成24年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)により造成する基金に相当する部分について記載すること。

(別紙様式4)

第 号
平成〇年〇月〇日

内閣総理大臣 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成24年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙1)

基金造成経費精算書

基金造成に要する経費 の実支出額 (A) 円	第5により算出された 限度額(合計額) (B) 円	交付金所要額(AとBを 比較して少ない方の額) (C) 円	交付決定額 (D) 円	交付金受入額 (E) 円

(注) 平成24年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)により造成する基金に相当する部分について記載すること。

(別紙2)

基金造成事業実施状況報告書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	備考
		円	
合計額			

(注) 平成24年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)により造成する基金に相当する部分について記載すること。